

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 3 回 住民・福祉・教育小委員会

日時 : 平成 1 4 年 6 月 1 1 日(火)

場所 : 大宮町 アグリセンター大宮

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 合併協定項目の調整方針 (案) について

(2) 協議第 2 号 1 9 - 1 5 保健衛生の取り扱い

(3) 協議第 3 号 1 9 - 2 0 学校教育の取り扱い

(4) 次回の議題について
協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の日程

第 4 回住民・福祉・教育小委員会

日程 平成 1 4 年 7 月 1 1 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

場所 弥栄町役場 2 F 大会議室 (弥栄町)

3 その他

協議第1号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 合併協定項目の調整方針（案）

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

基本的理念

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、今までの各種施策を再構築し、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、6町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

調整方針

1.（住民福祉向上の原則）

現在、6町で行っている各種住民福祉施策については、市制移行後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

2 .(負担公平の原則)

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

3 .(健全な財政運営の原則)

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

4 .(行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

5 .(適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう、調整します。

6 .(一体性確保の原則)

市制移行後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

協議第2号

19-15 保健衛生の取扱い

住民・福祉・教育小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 臨時の予防接種	法に定める疾病が蔓延する恐れがある場合の臨時の予防接種の実施	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>予防接種法 第六条 都道府県知事は、一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	予防接種法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 臨時の予防接種 法に定める疾病が蔓延する恐れがある場合の臨時の予防接種の実施</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること				保健分科会
	現 況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町 久美浜町
2 予防接種による健康被害にかかる医療費等の給付	該当者が発生した場合の給付事務	同左	同左	同左	同左
<p>予防接種法</p> <p>第十一条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十三条に定めるところにより、給付を行う。</p> <p>第十二条 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者 四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 <p>2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者 四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 <p>第十三条 前条に定めるもののほか、第十一条第一項の規定による給付（以下「給付」という。）の額、支給方法その他給付に關して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 前条第二項第一号から第四号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第一項第一号に規定する救済給付に係る同法第二十八条第一項第一号 から第四号 までの政令及び同条第三項 の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	予防接種法	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>2 予防接種による健康被害にかかる医療費等の給付 該当者が発生した場合の給付事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
3 予防接種による健康被害にかかる医療費等の給付の制限・返還	該当者に対し、給付の制限又は返還を命じる事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>予防接種法</p> <p>第十四条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。</p> <p>2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	予防接種法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 予防接種による健康被害にかかる医療費等の給付の制限・返還 該当者に対し、給付の制限又は返還を命じる事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
4 不正に請求された 予防接種による健康 被害に係る医療費等 の徴収	該当者から対象の金額を徴収する事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>予防接種法 第十五条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	予防接種法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>4 不正に請求された予防接種による健康被害に係る医療費等の徴収 該当者から対象の金額を徴収する事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること				保健分科会	
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
5 年金給付を受けている者等に対する報告徴収等、年金給付の一時差し止め	該当者に対し、診断を受ける命令を発する事務及び従わない者の年金の支給を停止する事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>予防接種法施行令 (一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告) 第十六条 市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。 2 年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、年金たる給付の支給を一時差し止めることができる</p>					
根拠条例・要綱・規則等	予防接種法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>5 年金給付を受けている者等に対する報告徴収等、年金給付の一時差し止め 該当者に対し、診断を受ける命令を発する事務及び従わない者の年金の支給を停止する事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関する事	分科会名	保健分科会			
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 健康診断の記録の作成、保存、交付	健康診断の実施、記録の作成、保存、交付を行う	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>結核予防法 (健康診断に関する記録) 第十条 健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行い、又は前二条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。 2 健康診断実施者は、この法律の規定による健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない</p>					
根拠条例・要綱・規則等	結核予防法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 健康診断の記録の作成、保存、交付 健康診断の実施、記録の作成、保存、交付を行う</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること			分科会名		保健分科会	
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
7 予防接種の記録の作成、保存、交付	記録の作成、保存、交付の事務	同左	同左	同左	同左	同左	
	<p>結核予防法 (ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録) 第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査又は予防接種を行つたときは、遅滞なく、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。 2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	結核予防法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>7 予防接種の記録の作成、保存、交付 記録の作成、保存、交付の事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること	分科会名		保健分科会		
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
8 予防接種による健康被害に係る給付	予防接種による健康被害が発生した場合の、各種給付事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>結核予防法 (予防接種による健康被害の救済に関する措置) 第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、<u>予防接種法</u>（昭和二十三年法律第六十八号）<u>第十二条第一項</u>の規定による給付の例により、給付を行う。</p> <p>2 <u>予防接種法</u>第十一条第二項 及び第十四条 から第十七条 までの規定は、前項の給付について準用する。</p> <p>(参考 予防接種法) 第十一条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十三条に定めるところにより、給付を行う。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（<u>国家行政組織法</u>（昭和二十三年法律第二十号）<u>第八条</u>に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者 四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者</p> <p>2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者 四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者</p>					
根拠条例・要綱・規則等	結核予防法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	7 予防接種 (4)その他、予防接種に関すること		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>8 予防接種による健康被害に係る給付 予防接種による健康被害が発生した場合の、各種給付事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症	分科会名		保健分科会		
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
2 感染症の病原体に汚染された場所の消毒	該当事由の発生による消毒の実施事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症の病原体に汚染された場所の消毒)</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示することができる</p>					
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>2 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 該当事由の発生による消毒の実施事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症				保健分科会	
	現 況					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
3 ねずみ族、昆虫等の駆除	該当事由が発生した場合の駆除事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (ねずみ族、昆虫等の駆除)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示することができる。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 ねずみ族、昆虫等の駆除 該当事由が発生した場合の駆除事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
4 感染症の病原体に汚染された物件の消毒	該当事由が発生した場合の消毒事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (物件に係る措置)</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>4 感染症の病原体に汚染された物件の消毒 該当事由が発生した場合の消毒事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症						保健分科会
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
5 感染症の病原体に汚染された又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水制限又は使用禁止及び生活の用に供される水の供給について	該当事由が発生した場合の給水制限、禁止及び生活用水の給水確保事務	同左	同左	同左	同左	同左	
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (生活の用に供される水の使用制限等) 第三十一条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。 2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>5 感染症の病原体に汚染された又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水制限又は使用禁止及び生活の用に供される水の供給について 該当事由が発生した場合の給水制限、禁止及び生活用水の給水確保事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
6 感染症の病原体の消毒等の措置に係る質問及び調査について	該当事由が発生し法に定める処理をするための質問及び調査	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (質問及び調査)</p> <p>第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>4 前三項の規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。</p> <p>5 第二項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>6 感染症の病原体の消毒等の措置に係る質問及び調査について 該当事由が発生し法に定める処理をするための質問及び調査</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い			整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症						保健分科会
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
7 感染症の病原体の消毒等の措置に係る質問及び調査の関する書面による通知	該当事由が発生し必要な措置を取る場合に書面による通知をする	同左	同左	同左	同左	同左	
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (書面による通知)</p> <p>第三十六条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由その他同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、適当な場所に当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を掲示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、市町村長が当該職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>7 感染症の病原体の消毒等の措置に係る質問及び調査の関する書面による通知 該当事由が発生し必要な措置を取る場合に書面による通知をする</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
8 新感染症に係る消毒その他の措置	該当事由が発生した場合は、法の定めに従い汚染場所の消毒、ねずみ・昆虫の駆除、物件の消毒、生活用水の給水制限、確保等必要な措置を取る	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (新感染症に係る消毒その他の措置)</p> <p>第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。</p> <p>2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。</p> <p>3 第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。</p> <p>4 第三十六条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。</p> <p>5 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。</p> <p>6 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。</p> <p>7 第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項の規定による都道府県知事の指示に従い、市町村長が当該職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。</p> <p>8 第一項又は第五項の規定により実施される措置は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>8 新感染症に係る消毒その他の措置 該当事由が発生した場合は、法の定めに従い汚染場所の消毒、ねずみ・昆虫の駆除、物件の消毒、生活用水の給水制限、確保等必要な措置をする</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (1)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い					整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症								保健分科会
	現 況								
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
9 新感染症に係る経過の報告	該当事由が発生し必要な措置を取った場合の報告	同左	同左	同左	同左	同左			
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (新感染症に係る経過の報告) 第五十二条 都道府県知事は、第四十五条から第四十八条まで又は第五十条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させた場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。 2 前項の規定は、市町村長が、第五十条第五項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。</p>								
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>9 新感染症に係る経過の報告 該当事由が発生し必要な措置を取った場合の報告</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
10 感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除、物件に係る措置に関する市町村の支弁に係る費用	必要な措置を取った場合、その費用を支弁する	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (市町村の支弁すべき費用)</p> <p>第五十七条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第二十七条第二項の規定により市町村が行う消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用 二 第二十八条第二項の規定により市町村が行うねずみ族、昆虫等の駆除(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用 三 第二十九条第二項の規定により市町村が行う消毒(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用 四 第三十一条第二項の規定により市町村が行う生活の用に供される水の供給(第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する費用 					
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>10 感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除、物件に係る措置に関する市町村の支弁に係る費用 必要な措置を取った場合、その費用を支弁する</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い				整理番号		専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症							保健分科会
	現 況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
11 感染症指定医療機関の指定の特例	該当事由が発生し知事から要請があった場合の協力	同左	同左	同左	同左	同左		
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症指定医療機関の指定の特例)</p> <p>第八条 都道府県知事は、当該地域において感染症指定医療機関が不足し、感染症のまん延の防止に著しい支障が生ずると認められる場合には、第三十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に存する日伝染病予防法第十七条に規定する伝染病院又は隔離病舎であつて適当と認めるものを一回を限り第二種感染症指定医療機関に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、施行日から五年を経過したときは、その効力を失うものとする。</p> <p>3 市町村は、感染症指定医療機関が充足するまでの間、第一項の規定による都道府県知事の措置に協力しなければならない。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>11 感染症指定医療機関の指定の特例 該当事由が発生し知事から要請があった場合の協力</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-15 保健衛生の取扱い	整理番号		専門部会名	保健福祉部会	
分類	8 感染症予防 (2)感染症				保健分科会	
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
12 急迫した危難を避けるために上陸等をした場合の届出の受理	該当事由が発生した場合、届出を受理する事務	同左	同左	同左	同左	同左
	<p>検疫法 (緊急避難)</p> <p>第二十三条 検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危難を避けるため、やむを得ず当該船舶等を国内の港に入れ、又は検疫飛行場以外の国内の場所(港の水面を含む。)に着陸させ、若しくは着水させた場合において、その急迫した危難が去つたときは、直ちに、当該船舶を検疫区域若しくは検疫所長の指示する場所に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させなければならない。</p> <p>7 検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危難を避けるため、やむを得ず当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出した者があるときは、直ちに、最寄りの保健所長又は市町村長に、検疫感染症の患者の有無その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 第二十三条第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、<u>地方自治法第二条第九項第一号</u> に規定する<u>第一号</u> 法定受託事務とする。</p>					
根拠条例・要綱・規則等	検疫法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 15 保健衛生の取扱い	整理番号	専門部会名	保健福祉部会
分類	8 感染症予防 (2)感染症		分科会名	保健分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>12 急迫した危難を避けるために上陸等をした場合の届出の受理 該当事由が発生した場合、届出を受理する事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

協議第3号

19-20 学校教育の取扱い

住民・福祉・教育小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	1 教育委員会に関すること	分科会名		管理分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 教育職員検定を受けようとするものの請求による、人物、実務及び身体に関する証明書の発行等	証明書の発行事務	同左	同左	同左	同左	同左
<p>教育職員免許法 (昭和三十四年五月三十一日法律第四百七十七号) (授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一若しくは第二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一若しくは第二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 十八歳未満の者 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)、ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。 三 成年被後見人又は被保佐人 四 禁錮以上の刑に処せられた者 五 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号の一に該当する者には、授与しない。</p> <p>3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた者 二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者 三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 四 第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。 <p>5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 準学士の称号を有する者 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者 <p>6 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。</p> <p>(証明書の発行)</p> <p>第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和三十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。 3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立又は公立の学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長(幼稚園の園長を含む。)の意見を聞かなければならない。 						
根拠条例・要綱・規則等	教育職員免許法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 教育職員検定を受けようとするものの請求による、人物 実務及び身体に関する証明書の発行等 各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること		整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること		分科会名	管理分科会		
項目	現			況		
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
2 教職員が欠格事項等に該当すると認められる場合の都道府県の授与権者への通知	通知事務	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育職員免許法 (昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号) (通知) 第十四条 教育職員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は第十一条に定める事由に該当すると認められたときは、所轄庁(都道府県の教育委員会を除く。)は、すみやかにその旨を学校の所在する都道府県の授与権者に通知しなければならない。</p> </div>						
根拠条例・要綱・規則等	教育職員免許法	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 教職員が欠格事項等に該当すると認める場合の都道府県の授与権者への通知 各町、同一の事務を行っている。			(案) 現行のまま、新市に継承する。		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名	管理分科会		
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 公立の義務教育学校に勤務する教育職員が特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせり動の禁止規定に違反する場合の処罰請求	処罰の請求事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<p>義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法 （昭和二十九年六月三日法律第五十七号） （処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国立の義務教育諸学校にあつては、当該学校が附属して設置される国立大学（当該学校が国立大学の学部附属して設置される場合には、当該国立大学）の学長 二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会 三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事 <p>2 前項の請求の手続は、政令で定める。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>3 公立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合の処罰請求</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
4 就学義務の猶予又は免除	認定事務	認定事務	認定事務	認定事務	認定事務	認定事務	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>学校教育法 (昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)</p> <p>第二十三条 前条の規定によって、保護者が就学させなければならない子女(以下学齢児童と称する。)で、病弱、発育不完全 その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定める 規程により、前条第一項に規定する義務を猶予又は免除することができる。</p> <p>第二十九条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>4 就学義務の猶予又は免除 各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
5 就学時健康診断に係る事務	健康診断の実施	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	就学に関する指導	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校保健法 (昭和三十三年四月十日法律第五十六号) (就学時の健康診断)</p> <p>第四条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。</p> <p>第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校保健法	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>5 就学時健康診断に係る事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 学齢簿の編成	学齢簿の作成	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>学校教育法施行令 （昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号） （学齢簿の編製）</p> <p>第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童（学校教育法（以下「法」という。）第二十三条に規定する「学齢児童」をいう。以下同じ。）及び学齢生徒（法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。</p> <p>3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。</p> <p>4 第一項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務学齢簿の編成</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	1 教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会			
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 学齢簿の作成期日	学齢簿の作成期日 毎学年の初めから五月前まで	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 （昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号） 第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。</p> </div>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務学齢簿の作成期日</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 学齢簿の加除訂正	学齢簿の加除訂正事務	同左	同左	同左	同左	同左	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>学校教育法施行令 （昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号） 第三条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 学齢簿の加除訂正</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	1 教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会			
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 入学期日等の通知、学校の指定	保護者への入学期日等の通知及び学校の指定 ・翌学年の初めから二月前まで	同左	同左	同左	同左	同左
<p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第二十二条第一項又は第三十九条第一項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)のうち、盲者(強度の弱視者を含む。)で、その心身の故障が、第二十二条の三の表盲者の項に規定する程度のもの(以下「盲者」という。)聾者(強度の難聴者を含む。)で、その心身の故障が、同表聾者の項に規定する程度のもの(以下「聾者」という。)知的障害者で、その心身の故障が、同表知的障害者の項に規定する程度のもの(以下「知的障害者」という。)肢体不自由者で、その心身の故障が、同表肢体不自由者の項に規定する程度のもの(以下「肢体不自由者」という。)及び病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その心身の故障が、同表病弱者の項に規定する程度のもの(以下「病弱者」という。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、その入学期日を通知しなければならない。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、第六条、第七条及び第八条において同じ。)が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、第九条第一項の届出のあつた就学予定者については、適用しない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 入学期日等の通知、学校の指定</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること					分科会名	管理分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 学校指定の変更	学校指定の変更事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)</p> <p>第六条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載をされた児童生徒等（盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）、当該市町村の教育委員会が次条第二項又は第十条の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等について準用する。この場合において、前条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 学校指定の変更</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること		整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること		分科会名		管理分科会	
項目	現			況		
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等でなくなった者の教育委員会への通知の受理	教育委員会への通知の受理事務	同左	同左	同左	同左	同左
<p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)</p> <p>第六条の二 盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する盲学校、聾学校又は養護学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなった旨を通知しなければならない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等でなくなった者の教育委員会への通知受理事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること					分科会名	管理分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 就学児童生徒の学校長への通知	就学させるべき小学校又は中学校の校長に対する児童生徒等の氏名及び入学期日の通知事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)</p> <p>第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 就学児童生徒の学校長への通知</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること					分科会名	管理分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 就学学校の変更の学校長等への通知	就学学校の変更の学校長等への通知	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)</p> <p>第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項(第六条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 就学学校の変更の学校長等への通知</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること		整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること		分科会名		管理分科会	
項目	現			況		
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 区域外就学等の承諾の協議	区域外就学等の承諾の協議事務	同左	同左	同左	同左	同左
<p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (区域外就学等)</p> <p>第九条 児童生徒等のうち盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 区域外就学等の承諾の協議</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名	管理分科会		
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等についての通知	盲者等についての通知事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (盲者等についての通知) 第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である旨を通知するとともに、その者の学齢簿の謄本(第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあっては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類)を送付しなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等についての通知</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名	管理分科会		
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等についての学齢簿の加除訂正の通知事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和三十八年十月三十一日政令第三百四十号) (学齢簿の加除訂正の通知) 第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条(前条第二項において準用する場合を含む。)の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等についての学齢簿の加除訂正の通知</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること		整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること		分科会名	管理分科会		
項目	現			況		
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等の入学期日等の通知、学校の指定	盲者等の入学期日等の通知、学校の指定事務	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (盲者等の入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等、第十八条の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに盲学校、聾学校又は養護学校の新設、廃止等によりその就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を変更するの必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかにその入学期日を通知しなければならない。</p> </div>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等の入学期日等の通知、学校の指定</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること		整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること		分科会名	管理分科会		
項目	現			況		
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等の就学・教育委員会への通知の受理	盲者等の就学の指定通知の受理事務	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)</p> <p>第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した学校を通知しなければならない。</p> </div>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等の就学・教育委員会への通知の受理</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名	管理分科会		
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 盲者等の就学の変更の通知の受理	盲者等の就学の変更の通知の受理事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) 第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した盲学校、聾学校又は養護学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした盲学校、聾学校又は養護学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した盲学校、聾学校又は養護学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務盲者等の就学の変更の通知の受理</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名	管理分科会		
項目	現			況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 教育委員会の行う出席の督促等	保護者に対する児童生徒の出席督促事務	同左	同左	同左	同左	同左	同左
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (教育委員会の行う出席の督促等) 第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第二十二條第一項 又は第三十九條第一項 に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。</p> </div>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 教育委員会の行う出席の督促等</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-20 学校教育に関すること	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	1 教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会			
	現		況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
7 市町村立小学校、 中学校等の設置廃止 等についての届出	設置廃止等の届出事務	同左	同左	同左	同左	同左
<p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出) 第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(第五号の場合にあっては、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部及び中学部を含む。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>一 設置し、又は廃止しようとするとき。 二 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。 三 名称又は位置を変更しようとするとき。 四 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。 五 二部授業を行おうとするとき。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>7 市町村立小学校、中学校等の設置廃止等についての届出</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
8 市町村立中・高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の名称の変更等についての届出	名称等の変更についての届出事務	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>学校教育法施行令 (昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号) (市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等) 第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（第二号の場合にあつては、盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 名称を変更しようとするとき。 二 位置を変更しようとするとき。 三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものを除く。）を変更したとき。 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。 3 指定都市の教育委員会は、当該指定都市の設置する幼稚園の分校を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。 4 都道府県の教育委員会は、市町村の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出（当該課程に係るものに限る。）を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会が当該都道府県の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	学校教育法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>8 市町村立中・高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の名称の変更等についての届出</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
	現			況			
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
9 教科書の需要数の報告	報告事務	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和二十三年七月十日法律第三百三十二号) 第七条 市町村の教育委員会、国立及び私立の学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。 2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	教科書の発行に関する臨時措置法	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>9 教科書の需要数の報告</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること			分科会名		管理分科会	
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
10 教科用図書を受領及び給付に関する事務	教科書用図書を受領と給付事務	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (昭和三十九年二月三日政令第十四号) (教科用図書の受領及び給付)</p> <p>第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「法」という。)第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校(法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を附置する大学の学長(当該義務教育諸学校が大学に附置されているものでない場合にあつては、当該義務教育諸学校の校長。以下同じ。)(以下「実施機関」という。)が行なうものとする。</p> <p>2 実施機関(国立の義務教育諸学校を附置する大学の学長を除く。)は、前項の規定により教科用図書の発行者(以下「発行者」という。)から教科用図書を受領したときは、公立及び私立の義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>10 教科用図書を受領及び給付に関する事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	1 教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会			
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
11 教科用図書を受領及び給付に関する事務 報告及び証明事務	受領報告書の提出と受領証明書の交付	同左	同左	同左	同左	同左
<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 （昭和三十九年二月三日政令第十四号） （実施機関の報告及び証明） 第二条 実施機関は、前条第一項の規定により発行者から教科用図書を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、その教科用図書の名称及び冊数その他文部科学省令で定める事項を記載した書類（以下「受領報告書」という。）を作成し、これを都道府県の教育委員会に提出するとともに、これらの事項を記載した受領証明書（以下「受領証明書」という。）を作成し、これを当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>11 教科用図書を受領及び給付に関する事務 報告及び証明事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること	整理番号		専門部会名	教育部会	
分類	1 教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会			
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
12 就学困難な児童及び生徒に係る準要保護者の認定をする事務	生活困窮の認定事務	同左	同左	同左	同左	同左
<p>就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令 (昭和三十一年四月五日政令第八十七号) (法第二条第二号の政令で定める者) 第一条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(以下「法」という。)第二条第二号に規定する政令で定める者は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	就学困難な児童及び生徒にかかる就学省令についての国の援助に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>12 就学困難な児童及び生徒に係る準要保護者の認定をする事務</p> <p>各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 20 学校教育に関すること			整理番号		専門部会名	教育部会
分類	1 教育委員会に関すること					分科会名	管理分科会
	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
13 伝染病又は学習に支障を生じる恐れのある疾病の治療を受ける児童及び生徒に係る準要保護者の認定に関する事務	認定事務	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>学校保健法施行令 (昭和三十三年六月十日政令第百七十四号) (法第十七条第二号の政令で定める者) 第八条 法第十七条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第二頁に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に困窮していると認める者(以下「準要保護者」という。)とする。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	学校保健法施行令	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 20 学校教育の取り扱い	整理番号	19 - 20	専門部会名	教育部会
分類	教育委員会に関すること	分科会名	管理分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>13 伝染病又は学習に支障を生じる恐れのある疾病の治療を受ける児童及び生徒に係る準要保護者の認定に関する事務 各町、同一の事務を行っている。</p>			<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成	年	月	日
協議会確認期日		平成	年	月	日